明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四三）　一

〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**四）　三
○労働基準法施行規則第三十八条の九までの規定に基から第三十八条の七づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二三六）　四
○漁港の指定の一部を改正する件（**農林水産**一一八六）

〔官庁報告〕
国家試験
二千二十年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六
二千二十年度刑務官採用試験公告（同）　七
二千二十年度入国警備官採用試験公告（同）　二
二千二十年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　三
二千二十年度気象大学校学生採用試験公告（同）　三
二千二十年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　四
二千二十年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　六

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　八
**特殊法人等**
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　六三
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六四
**会社その他**
**会社決算公告**　六五

## 省令

○**農林水産省令第四十三号**

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、及び同法による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条第一項及び第二項の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十七日　農林水産大臣　江藤　拓

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。